

各世帯1枚ずつお取りください。

～ 富山地区・宮下地区・後田地区 のみなさまへ～

家屋全棟調査実施のお知らせ

令和6年9月9日より調査に入らせていただきます。■調査時間 午前9時～午後5時(平日のみ)

調査対象地区	調査期間 (予定)	調査対象地区	調査期間 (予定)
富山地区	令和6年9月～令和6年10月	野崎地区	令和7年4月～令和7年6月
宮下地区	令和6年9月～令和6年11月	新富地区	令和7年4月～令和7年9月
後田地区	令和6年9月～令和7年2月	南方地区	令和7年7月～令和7年10月
前田地区	令和6年10月～令和7年3月	北方地区	令和7年8月～令和7年10月
波見地区	令和7年3月～令和7年5月	岸良地区	令和7年10月～令和7年12月

※期間はあくまで予定です。詳細は町ホームページを御覧ください。(裏面右下QRコードから)

調査の内容について

- 町内に現存する**すべての家屋を調査**します。
家屋課税台帳と現況の家屋を照合し、取り壊しや増築等がないか調査します。
- 原則、**敷地内に入り調査を行います**。また、家屋外周の計測等を行う場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。
- **立ち会いの必要はありません**。
ご不在の場合でも、外観からの調査をさせていただきます。
ご在宅でしたら家屋等についてお尋ねする場合があります。
- 詳細な調査が必要となった場合のみ日程調整のご連絡をいたします。
- 今回の調査結果はすべて **令和9年度課税(予定)から** 反映されます。
増築や未評価家屋、取壊し等があり課税額が変更になる方のみ。
※先に滅失届が提出された場合は、次の年の課税から反映されます。

調査員について

調査員は2人1組で巡回します。『家屋調査員』の黄色の腕章と、『身分証明書(名札)』を着用しています。ご不明な点等ありましたら、調査員にお気軽にお声掛けください。

【日程のお問い合わせ】

調査委託事業者 (株)都市総合開発研究所
フリーダイヤル 0120-25-6603
問い合わせ時間 9:00 から 17:00
(平日のみ)



第○号 家屋調査員証
(写真) 所 属: 株式会社 都市総合開発研究所
氏 名: ○○ 太郎
生年月日: 昭和○○年○○月○○日生
上記の者は、肝付町の委託した家屋調査員であることを証明する。
交付年月日 令和○年○○月○○日交付
有効期間 自 令和○年○○月○○日
至 令和○年○○月○○日
肝付町長 永野 和行 印

住宅以外で、課税対象になるもの、ならないもの

○ 課税対象となる家屋の例



基礎工事が施されている物置



基礎工事が施されているガラス張りの温室



壁（三方向）があるブロック基礎の車庫



既存家屋の外壁を利用して増築したブロック基礎の物置



居宅と構造を別にする地下車庫（カルバード車庫）



基礎工事が施され、屋根、壁があるサンルーム

× 課税対象とは ならない 建造物の例



壁がなく、外気分断性を欠く建物



カーポート（柱のみで無壁のもの）



壁（三方向）があるが、簡易なもので基礎が施されていない物置



ブロックの上に設置されただけの物置



ビニールハウス

■事業のために所有している構築物は「償却資産」として申告をお願いします。



調査員のなりすましにご注意ください

調査費用等を徴収することはありません。

その場で税金の徴収を行うことはありません。

調査目的以外のお願いをすることは決してありません。

【お問い合わせ先】

肝付町役場 税務課 賦課係 TEL:0994-65-8414



詳細はこちら

